

県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)

《県内未発生期》

- ・県内で、新型インフルエンザの患者が発生していない状態。

《県内発生早期》

- ・県内で新型インフルエンザ患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

〔国内発生早期〕

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 積極的な感染拡大防止策(患者の入院勧告、地域全体での学校・保育施設等の臨時休業・集会等の自粛等)をとることで、流行のピークを遅延させられる可能性があるため、果敢な対応を行う。
- 2) 医療体制や積極的な感染防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が発する国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) ^{*21}パンデミックワクチンの接種を早急にできるよう準備を急ぎ、^{*21}パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかにできるだけ多くの県民に接種する。

実施体制

【実施体制】

対 応 項 目	所 管
○政府対策本部が、国内発生早期を宣言した場合は、速やかに、「危機管理本部」を設置し、国の「基本的対処方針」や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県の対応方針について協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等
○県の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部 健康政策部

サーベイランス・情報収集

【情報収集】

対 応 項 目	所 管
○国や地方公共団体から提供される発生状況や対応等の情報の収集を強化する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【四国4県の連携】

対 応 項 目	所 管
○四国4県での情報共有体制を継続する。	★ ¹⁵ 関係部局等

★⁹
【サーベイランス】

対 応 項 目	所 管
○海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施する。	健康政策部 <u>教育委員会</u>
○国が発する国内の発生状況等を注視し、必要な対策を実施する。	健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等

情報提供・共有

【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。	健康政策部
○学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、県民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。	健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等
○市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部

【情報共有】

対 応 項 目	所 管
○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。	健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等

【相談体制】

対 応 項 目	所 管
○相談窓口の充実・強化を図り、県民からの相談に対応する。	健康政策部
○引き続き、国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部
○引き続き、新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○市町村に対し、生活相談等広範な内容にも対応できるよう相談窓口の充実・強化を要請する。	健康政策部

予防・まん延防止

【県内での感染拡大防止策】

対 応 項 目	所 管
○県内発生早期で、患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。	健康政策部
○医療機関に対し、患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。	健康政策部
○関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。	健康政策部
<p>○県内未発生期及び県内発生早期においては、県全体で積極的な感染拡大防止策をとることが重要であり、必要な場合には発生地域の住民や業界団体をはじめ関係者に対して次の要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。 ➤ 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。 ➤ 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用を強く勧奨する。 ➤ 事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診勧奨を要請する。 ➤ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小を要請する。 ➤ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。 ➤ 必要に応じ、住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。 ➤ 事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。 ➤ 市町村や在宅療養支援事業者等に対し、在宅の障害者や高齢者の状況に応じた支援措置を行うよう要請する。 	★ ¹⁵ 関係部局等

医療

【医療体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、 ^{★18} 帰国者・接触者外来における診療体制や、 ^{★17} 帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。	健康政策部

【患者への対応等】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザと診断された者に対しては原則として、感染症法 ^{★19} に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。	健康政策部
○必要に応じて、衛生研究所において、新型インフルエンザのPCR検査 ^{★24} を行う。全ての新型インフルエンザ患者のPCR検査 ^{★24} による確定診断は、県内における患者数が極めて少ない段階で実施し、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行う。	健康政策部
○医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬 ^{★5} の予防投与の有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。 ^{★19}	健康政策部

【医療機関等への情報提供】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。	健康政策部

^{★5}【抗インフルエンザウイルス薬】

対 応 項 目	所 管
○県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。	健康政策部
○引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	健康政策部

【医療機関・薬局における警戒活動】

対 応 項 目	所 管
○医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部

ワクチン

・海外発生期の記載を参照。

社会・経済機能の維持

【事業者の対応等】

対 応 項 目	所 管
○事業者に対し、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【物資供給の要請等】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザのまん延に伴い、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を行う。	★ ¹⁵ 関係部局等

【犯罪の予防・取締り】

対 応 項 目	所 管
○混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。	警察本部